

社会倫理研究所NEWSLETTER

社会倫理研究所ニューズレター

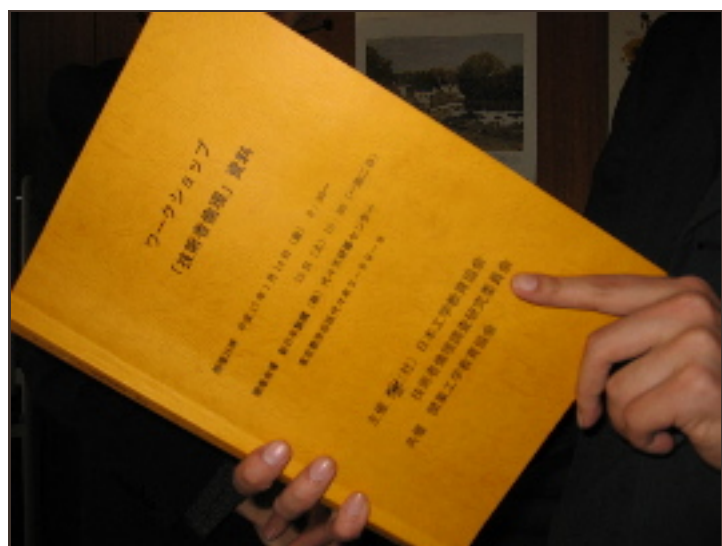
第10号 | 2005年1月・2月

■CONTENTS | 記事 | 社倫研ニュース | 懇話会報告 | 懇話会オンライン | 【不定期連載】あんな本・こんな本 |

【学界展望】ワークショップ「技術者倫理」に参加して

杉原 桂太 (社会倫理研究所研究員)

本年の1月14・15日に行なわれた第5回ワークショップ「技術者倫理」(主催：(社)日本工学教育協会 技術者倫理調査研究委員会 共催：関東工学教育協会 於：新日鐵代々木研究センター)を受講した。「技術者倫理」開催の狙いは、全国の工学部や工業高等専門学校で技術者倫理科目を担当する教員のファカルティ・デベロップメントを促進することである。すでに技術者倫理教育が進んでいる機関の教員等が講師役(計5名)を務め、これから倫理科目を導入する大学・高専の担当者や手探りで技術者倫理を教えている教員などが受講している(計56名)。研修センターの講堂・レストラン・宿泊施設(希望者のみ)を利用し、正に缶詰となった二日間だった。



初日は朝から夕方まで昼食を挟んで、わが国の技術者倫理教育で指導的な役割を果たしている講師らによる講話・基調講演・文献紹介が行なわれた。夕食後に、技術者倫理で有名な事例のビデオテープ(教材として作成された架空事例)を受講者全体で鑑賞する。引き続いて7・8名ずつのグループに別れ、主催者から示された項目について夜半まで議論を行なう。ディスカッションの対象となった項目とは、今なぜ技術者倫理教育なのか・倫理を教育する上での問題点は何か・倫理科目の課題は何か・倫理教育の事例には何があるか・倫理講義の目標をどう定め、その効果をどう測定するか・15回の講義を行なうとすれば各回の内容をどうするか、などであった。二日目の午前中は、過去のワークショップの受講者の中から選ばれた講師が実践してきた倫理教育を紹介した。さらに、事例を用いた教育の有効性について別の講師から報告があった。昼食の後、初日に示された諸項目についてグループ毎に一定の結論を出し、各グループの代表者が全体に発表して

いる。それぞれの発表に講師がコメントを加え、夕刻に解散となった。

このワークショップの大きな特徴は、参加者が理系と文系の双方から構成されていることだった。工学教育協会の主催ではあるが、講師の内の3名と受講者の中の約10名は人文・社会科学分野から来ており、哲学や科学史、法哲学、中国思想などが専門である。これらの文科系の教員が、工学分野からの参加者と一つの机を囲んでディスカッションを行なうのである(受講者の大半にとって、所属する機関で技術者倫理教育の担当を依頼されたことがワークショップに参加した理由だったようだ)。こうした光景は、技術者倫理教育を推進するために文理融合型の取り組みが必要になっていることを示しているように思われる。

二日間のワークショップを通じて実感されたのは、わが国における技術者倫理教育の展開を検討する上で「専門職としての技術者」と「企業倫理との連携」がキーワードになるのではないかと、ということである。講師による基調講演で触れられたように、技術者倫理教育をいち早く始めたのは米国の工学部だった。専門職としての技術者を育成することが重視される米国では、専門職倫理として技術者倫理が教えられている(わが国に技術者倫理教育が導入されている背景の一つは、技術者教育の国際化によって専門職としての技術者について教える必要が生じていることだ、というのが筆者の見解である)。放映された架空事例は米国で作成されたもので、専門職の資格を持つ技術者が、企業の上司への忠誠心と公衆への責任感の間で板ばさみになるというのが話の筋だ。この技術者は、会社の方針ではなく自分が所属している専門職協会の指針を参考にし、内部告発をする。技術者倫理を教育する上で専門職としての技術者像に言及することは欠かせないであろう。

しかし、ワークショップの受講者の多くには、この架空事例は企業倫理の問題として捉えられたように思われる。この事例についてだけでなく、二日間の講演や議論では企業の倫理について頻繁に言及されていた。こうなるのは当然のことで、そもそも、わが国で技術者は独立した専門職というよりも組織の一員として捉えられてきている。公衆への責任を果たすためには上司と対立することも辞さない、というような技術者像ばかり示すことは、適切な倫理教育とならないであろう。架空事例の活用方法で講師が力説していたように、公衆への責任と上司への忠誠を両立させる方策はないか、ということに注目する必要がある。ここでは企業倫理への着目が重要になろう。わが国の技術者倫理教育では企業倫理との連携が重要になりそうである。

ただし、技術者倫理教育で企業倫理に注目するためには問題が残されていることがワークショップへの参加を通じて痛感されたため、以下にまとめておきたい。たしかに、専門職としての技術者像に目をやることだけでなく、企業倫理と連携することに注目する必要がある。こうしなければ、公衆への責任を個人の技術者だけに押し付けることになってしまう。しかし、技術者倫理と企業倫理を連携させることは、専門職としての技術者の責任を曖昧にしないだろうか。というのは、公衆に対する技術者個人の責任を、公衆への企業全体の責任の一部の中に溶け込ませていくことになるからだ。もちろん、公衆の安全が確保されるのなら技術者の責任が見えにくくなくてもよい、と考えること

はできるかもしれない。しかし、日本に技術者倫理教育が必要な理由の一つは、専門職としての技術者像を提示することにあつた。企業倫理の一部として技術者倫理を教えたのでは、専門職としての技術者の姿が見えなくなってしまう。じっさいに、ワークショップで議論された「今なぜ技術者倫理教育なのか」という項目には、企業からの独立度が高い技術者像を示す必要性が生じているから、というものが回答の一つとして各グループから報告されているのである。

企業倫理と連携しつつ専門職倫理としての技術者倫理を提示するためにはどうすべきか。このことを考えるには、企業全体に課した責任の内どれだけが技術者に配分されるか/されるべきか、という検討が必要になるはずである。この問題に取り組むことが、文理融合型の取り組みにおいて哲学者に求められているのではないだろうか。

社倫研ニュース

あけましておめでとうございます。本年もどうぞご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



懇話会報告

去る2004年11月20日(土)、南山大学J棟1階特別合同研究室にて、本年度第4回懇話会が「生命倫理ワークショップ」として開催されました。「生命倫理を考える視点2：医療の<現場>と生命の<現場>」という統一テーマのもと、ウォーリック大学博士課程の渡部麻衣子先生、宮崎大学の板井孝壺郎先生を講師にお招きしてご講演をいただきました。



渡部先生は、「イギリスにおけるダウン症を対象とした出生前スクリーニングの発展と現状」というタイトルでご講演下さいました。渡部先生はまず、自分の研究の立場は科学技術社会論であり、また、科学技術の使用に際して抑圧される側の経験に着目するフェミニスト・スタンドポイント・セオリーである、と述べ、イギリスでのダウン症スクリーニングの現状と経緯、およびその問題点について論じます。現状としては、2001年より

開始された「ダウン症スクリーニングプロジェクト」が、いよいよ全国すべての病院の全妊婦を対象として本格的に導入される、ということ、および、イギリスの中絶法では胎児に重篤な障害がある場合には期限なしで中絶が認められている、ということが説明されました。

そして、スクリーニングプログラムのマネージャー、ワード氏へのインタビューに基づく経緯説明が紹介されます。それによると、ダウン症スクリーニングが全国的プログ

ラムとして構想される背景には、イギリス国内におけるスクリーニング技術の質の格差と技術普及の地域格差という問題があり、それらの格差を是正するために管理する必要があった、ということになります。しかし、他の研究者たちは、全国的プログラムの実施と医療費削減とは密接に関係している、と分析しています。実際のところ、1989年の保守党政権によるNHS改革では、予算範囲内で質の高い医療を提供しようという目標のもとに、医療提供者に対して「科学的根拠」に基づく医療提供が要求されており、その動きと、より侵襲的なテストの必要性の判定基準としてのダウン症スクリーニングとは無関係ではないだろう、と渡部先生は指摘します。また、1997年からの労働党政権による医療制度改革で医療の質の向上から格差是正へという目標の転換があったことと全国的プログラムの構想との重なりも指摘されました。

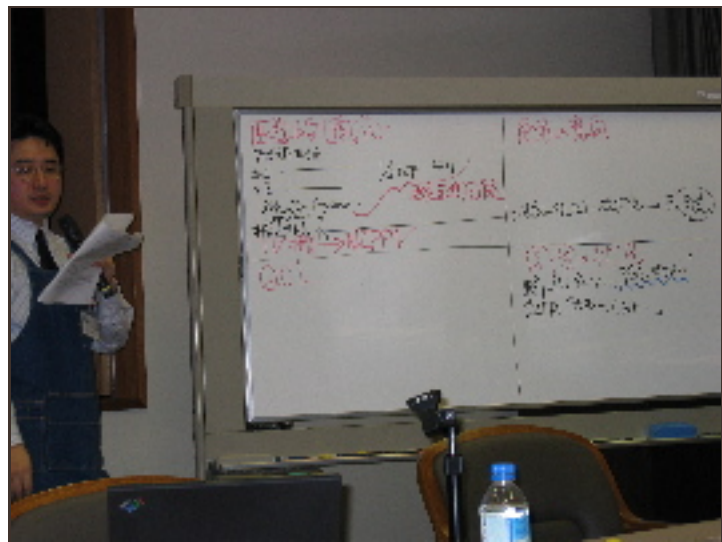
続いて、イギリスにおける胎児条項と優生思想の問題を中心に、「口蓋裂は中絶の理由になるのか」をめぐる法的係争に代表される「重篤な障碍」の定義問題、生まれてきた障碍者に対する治療拒否の問題、生殖における選択の許容範囲の問題など、いくつかの論点が列挙されました。そして、それらの問題に関して「障碍を補って生きる」という意見と「病気を予防する」という意見の対立がディベートレベルで存在する一方で、現実には、胎児がダウン症だとわかった場合に90パーセント以上の妊婦が中絶している、という問題の切実性が指摘されました。最後に、スクリーニング推進派には、ダウン症の人々の生活の実情、および、ダウン症の出生数減少のためには中絶が必要であることが知られていないのではないかと述べられ、中絶に際する女性の心理的負担が言及され、そうした経験レベルでの考察の必要性が指摘されました。

板井先生は、「臨床現場の倫理問題を考えるーエシックス・ケース・カンファレンスの取り組みを通してー」というタイトルでご講演下さいました。板井先生は、宮崎大学で「喫茶☆りんり」というベッドサイドカフェを開いて、医療従事者向けのエシックス・カンファレンスを実践しておられます。今回は、「喫茶☆りんり」マスターとしての「ユニフォーム」であるエプロンを身に纏い、エシックス・ケース・カンファレンスの様子を再現して下さいました。

まず、「ジョージタウンのマントラ」とも呼ばれ、あまり評判の良くない4つの倫理原則(Respect for Autonomy、Beneficence、Nonmaleficence、Justice)をとりあげ、実際の場面においてそれらの原則を遵守することが非常に困難であり、それゆえに医療従事者からは最終的に「悪いけど倫理は役に立たんな」と言われてしまうことがしばしばである、と指摘されました。そして、それゆえ、原則を実際の場面に適用していくトップダウンのスタイルに代わって、実際の場面を考察する中で原則を手がかりにするボトムアップのスタイルが考案され始めた、という経緯が説明されました。また、板井先生は、ボトムアップのスタイルはともすると現場相対主義に陥りがちであるため、ボトムアップ万歳ではいけない、と注意



を促します。そうした点に注意を払いつつ、ケースカンファレンスを実際にやってみせることで、原則と現場の往復について考えていこう、ということで、1つの仮想事例を検討することになります。



事例を一通り読み合わせた後、参加者に「どの点に倫理問題があるのか」が問われます。板井先生によると、事例を読んだときにモヤモヤしたものを感じたところに倫理問題があることが多いとのことでした。次に、「問題だと思った点に対して、どうすべきだと考えるのか、また、そう考えるのはどうしてか」が問われます。普段のカンファレンスは、参加者がまずは自分一人で考え、その後、グループで話し合い、そこでの議論に基づきつつ、板井先生による分析が始まる、というプロセスで行われているようです。その際に整理のツールとして用いられるのが、The Four Topics Methodと呼ばれる方法です。板井先生はまず、ホワイトボードを4つの象限に分割し、それぞれに「医学的適応」、「患者の意向」、「QOL」、「周囲の状況」という名を割り当てます。そして、事例を時系列に沿って検討し、浮上する問題点が4つの象限のどこで生じているのか、それぞれの問題点がどのように絡まり合っているのか、などを鮮やかな語り口で明晰に別出していきます。今回は、現在進行中の事例ではなく、すでに終わってしまった事例(しかし、繰り返し同じようなことが生じてしまうような事例)がとりあげられ、そこで気づいたことをどのようにして今後活かすのかが考察されました。最後に、ドクターとナースにThe Four Topics Methodで考えてもらおうと、それぞれ書き込まれる象限に偏りが出る、と指摘されました。板井先生によると、それはドクターとナースの価値観の相違というよりむしろ、トレーニングのされ方の違いに起因しています。それゆえ、彼(彼女)らが同じテーブルにつくことが必要である、と述べられました。

両先生の講演の後、総合討論が行なわれました。渡部先生に対しては、ダウン症児出生数減少によって削減されたケア費用と、全国的なスクリーニングシステムの導入・維持費用とではどちらが安いのか、また、現在のイギリスはダウン症児たちのケアにどれほどお金を出しているのか、といった経済的な実情に関する質問、そして、国レベルの優生思想と個人レベルの優生思想のギャップをどう考えるのか、「産まなくてよかった」という人たちの視点をどのように捉えるのか、現状の90パーセント中絶という状態とそうではない状態のどちらが本当によい状態なのかをどのようにして決めるのか、といった質問が提出されました。

板井先生に対しては、チームで話し合えば自動的に答えが出てくるのか、個人の倫理



板井先生に対しては、チームで話し合えば自動的に答えが出てくるのか、個人の倫理

観や判断が問われる場面は出てこざるをえないのではないか、また、ゆとりのなさゆえに解決が先送りされる現状をどう変えていけばよいのか、患者や一般市民の教育はどのように行われるべきか、エシックス・ケース・カンファレンスのメディエーターの役割を果たすのは誰か、といった質問が提出されました。(文責 | 奥田)

懇話会オンライン

今回は、ウォーリック大学博士課程の渡部麻衣子先生のご講演「イギリスにおけるダウン症を対象とした出生前スクリーニングの発展と現状」をお届けいたします。

【不定期連載】

こんな本・あんな本 第9回

Der Mensch als Mitte und Maßstab der Medizin, herausgegeben von J. Bonelli, Wien, 1992.

本書は、ウィーンにあるIMABE (IMABE-Institut für medizinische Anthropologie und Bioethik: 医療人類学及び生命倫理学研究所) が刊行している「医学及び倫理学」(Medizin und Ethik) 叢書の第一巻である。創刊号だけあって、約270頁の三部構成の文字通りの力作揃い。第一部「人格としての人間の本性」、第二部「倫理的行為」、第三巻「苦しみ」となっている。執筆者の顔ぶれも、医者、哲学者、神学者、心理学者に、年齢も40歳から70歳に及んでいる。それでも全体としてはもちろん統一性を有しており、アメリカ型の生命倫理学、医療倫理学とは明確に色調が異なる。[\[独仏の議論状況やイタリアのそれも少しずつ紹介されているので、今後は益々注目されていくことを願う。\]](#)それは、伝統的な存在論的な医療及び生命倫理学である。即ち、観念論と唯物論という図式が通用しない(言い換えると、後世の展望図式を無自覚的にそこに投射してはならない) 霊肉一体的な人間存在観に立脚する生命医療倫理学である。

第一部は五つの論文を収録。巻頭論文は白眉である。ギュンター・ペルトナー、彼はウィーン大学の哲学部教授でもあり、カント学者としても名を成しているという人物であるが、そのペルトナーは「尊厳の尊重と利益の擁護」論文で現代の帰結主義的倫理学を徹底的に吟味する。マルティン・ローンハイマー(哲学者)は「自然によって倫理規範を基礎づける」場合の「自然」とは人間「本性」であって(「自然」も「本性」もドイツ語 "Natur", ラテン語 "natura" では同一語である。故に、「自然本性」という冗語的訳語が当てられる場合も見られる。)、自然主義誤謬[\[このテーゼ自体、じつは狭隘化された存在概念を前提してしまっている点で問題がありそうであるが\]](#)を指弾する英米流とは異なる存在論的により深い視座からことを論じている。即ち、「存在開示の場である人間」の存在様態としてその理性認識があるということは、それ自体が人間の存在論的拘束下に置かれている訳であり、価値や当為から切り離され意味を剥奪された「存在」と認識主体が様々な「世界観」に動機付けられた実践理性の要請として構成的に作り出した「価値」ないし「当為」が並存しているのではない。[\[参考までに、日本人哲学者では、既に、岩崎武雄や黒田亘が\]](#)

独自の乗越えを試みているのでここに記しておきたい。因みに、伝統的存在論で語られるこうした主客未分の人間本性適合的な理性認識は、ここでは詳論はできないが、そして完全に一致するものではもちろんないけれども、一見何の思想的系譜上の連絡がないように見える東洋哲学、例えば儒教において「格物致知」の究極にある「静坐」ないし「致良知」にみられる。これは特筆すべきことであろう。]又、所長で内科医のヨハネス・ボネリも例えば、聖トマスの『神学大全』を参照しつつ(!)、現代思想家も視圏に組み入れて「人格としての患者」を論じている。若手哲学者ファン・ロッサードは動物実験の倫理的許容性を論ずる。

第二部は哲学者と神学者による四論文で構成される。ローンハイマーは「倫理学、行為、倫理性」を、アルフレート・ゾネンフェルト（本来は哲学者、生命倫理学・医療倫理学でも活躍）は「直接的及び間接的安楽死を手掛かりに医療行為の倫理的質」を、アンドレアス・ラウン（神学者）は「良心の法則」を、そして再度ゾネンフェルトは「自己実現と自己否定」を論ずる。

第三部は五つの論文から成る。ヨハネス・トレロ（神学者で、精神分析や告解関連の著作あり）が二論文（慰めを主題としたもの、と、老齢化における人間の尊厳を扱うもの）を寄せている。ほかに、医療現場において苦しみと苦悩とを論じるもの（ボネリ）、キリスト教的人間論を医者と患者の問題として捉えるもの（内科医のフリードリッヒ・クマー）、何のために苦しむのか、を論じるもの（ヴィクトル・フランクルの弟子で、臨床心理士のエリーザベット・ルーカス）が収録されている。

全体として多少保守的な色調は否めないが[しかし、言うまでもないことであるが、思想を政治的安易な「保守」だの「革新」だのとレッテルを貼って区分けする単純配置図思考は卒業しなくてはならないだろうが]、人間の人格性、人間の尊厳、2000年に及ぶキリスト教的な伝統を重視した、しかも医療現場に密着した[これこそ重みを本書の論述に与えている。]、その意味でイデオロギーから距離をとった手堅い論文が目白押しである。高水準である[と私は読んでみて率直な感想を抱いた]が、何せ書かれているのがすべてドイツ語である。グローバル化時代とは、英語支配、それは結局英語圏の思考支配につながるのだろうか[私が所属する日本法哲学会は年々その傾向が漸増しているように見受けられるが]、それとは別の事態を意味する可能性がありはしないだろうか？

(第9回担当 | 山田 秀)